

## 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

### 1.（総合口座取引）

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
  - ① 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）です。以下同じ。）
  - ② 期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金、（以下、これらを「定期貯金」といいます。）
  - ③ 第2号の定期貯金を担保とする当座貸越
- (2) 普通貯金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当組合（会）の当該各取引の規定により取扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。

### 2.（取扱店の範囲）

- (1) 普通貯金は、当店のほか当組合（会）のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。）ができます。また一部を除き、当組合（会）が提携した県内外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合（会）所定の金額の範囲内とします。
- (2) 定期貯金の預入れは当組合（会）所定の金額以上とし、この預入れ、解約は本店のみで取扱います。また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合（会）の他の本・支所（店）および当組合（会）が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。

### 3.（定期貯金の自動継続）

- (1) 定期貯金は、満期日に前回と同一の期間の貯金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期貯金は、通帳の定期貯金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期貯金に自動的に継続します。
- (2) 継続された貯金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店の申出てください。ただし、期日指定定期貯金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）の前営業日までにその旨を当店の申出てください。

### 4.（貯金の払戻し等）

- (1) 普通貯金の払戻しをするときは、当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この取引の通帳とともに提出してください。
- (2) 定期貯金を解約するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して、この取引の通帳とともに提出してください。
- (3) 前2項の払戻しまたは解約の手續に加え、当該貯金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。
- (4) 普通貯金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合（会）所定の手續をしてください。
- (5) 普通貯金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは

当組合（会）の任意とします。

#### 5.（貯金利息の支払い）

- (1) 普通貯金には利息をつけません。
- (2) 定期貯金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期貯金とする場合を除き、その利払日に普通貯金に入金します。現金で受取ることはできません。

#### 6.（当座貸越）

- (1) 普通貯金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当組合（会）はこの取引の定期貯金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通貯金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下、「極度額」といいます。）は、この取引の定期貯金の合計額の 90%（千円未満は切捨てます。）または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第 1 項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第 8 条第 1 項第 1 号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

#### 7.（貸越金の担保）

- (1) この取引に定期貯金があるときは、第 2 項の順序に従い、その合計額について 334 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期貯金があるときは、後記第 8 条第 1 項第 1 号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金が数口ある場合には、預入日（継続をされたときはその継続日）または契約日の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期貯金について解約、担保解除または（仮）差押があった場合には、前条第 2 項により算出される金額については、解約または担保解除された定期貯金の金額または（仮）差押にかかる定期貯金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。  
② 前号の場合、貸越金が高極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

#### 8.（貸越金利息等）

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の当組合（会）所定の日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通貯金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
  - A 期日指定定期貯金を貸越金の担保とする場合  
その期日指定定期貯金ごとにその「2 年以上」の利率に年 0.5%を加えた利率
  - B スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合  
そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率
  - C 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合  
その大口定期貯金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率
  - D 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合  
その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合（会）からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期貯金の全額の解約または担保解除により、定期貯金残高の合計額が零となった場合には、第 1 号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

- (2) 当組合（会）に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、当組合（会）所定の利率・方法によって計算します。

#### 9.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通貯金の払戻し、解約、定期貯金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当組合（会）所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 10.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

#### 11.（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

#### 12.（盗難通帳による払戻し等）

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
  - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除

く。)があることを当組合(会)が証明した場合は、当組合(会)は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合(会)への通知が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合(会)が証明した場合には、当組合(会)は補てんしません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合(会)が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
    - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C 貯金者が、被害状況についての当組合(会)に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合(会)が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合(会)が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合(会)が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合(会)は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

### 13. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合(会)からの請求がなくても、それらを支払ってください。
  - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
  - ② 相続の開始があったとき
  - ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
  - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当組合(会)において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当組合(会)からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
  - ① 当組合(会)に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
  - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

### 14. (取引の制限等)

- (1) 当組合(会)は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合(会)がマネー・ローンダリング、

テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合（会）が認める場合、当組合（会）は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

#### 15.（解約等）

- (1) 普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金の通帳または証書を発行します。
- (2) 第13条各項の事由があるときは、当組合（会）はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとし、また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当組合（会）は貸越を中止するものとし、また、
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとし、また、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合（会）が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとし、
- ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この貯金の貯金者が第17条第1項に違反した場合
  - ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
  - ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず正当な理由なく当組合（会）からの確認に応じない場合
- (4) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金口座の開設をお断りするものとし、また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとし、
- ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A 暴力団
    - B 暴力団員
    - C 暴力団準構成員
    - D 暴力団関係企業
    - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F その他前各号に準ずる者
  - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A 暴力的な要求行為
    - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、また

は当組合（会）の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

- (5) この貯金が、当組合（会）が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当組合（会）はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当組合（会）は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続される時は貯金口座が変更されることがあります。

#### 16.（差引計算等）

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当組合（会）は次のとおり取扱うことができるものとします。
  - ① この取引の定期貯金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期貯金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
  - ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期貯金の利率はその約定利率とします。
- (3) 第1項第1号および第2号により、なお普通貯金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合（会）は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 17.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) 普通貯金、定期貯金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

#### 18.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 19.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- (1) この取引の定期貯金は、満期日が未到来であっても、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合（会）に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金が前記第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充當することとします。
  - ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充當いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）

は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、定期貯金の利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 20. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)

(1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合（会）の当該各取引の規定により取扱います）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。

## 21. (未利用口座管理手数料)

(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。

(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。

(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合（会）はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合（会）の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合（会）は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。

(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。

(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

## 22. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項および前記第15条第5項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和3年10月1日現在)